

貸倒損失の判定をめぐる問題

——法人税に関する訴訟事件を素材として——

下村 慧

(税務大学
租税理論研究室助教授)

目次

はしがき	一八五
事 例Ⅰ	一八六
事 実	一八六
一、原告の請求理由及び被告の主張に対する原告の反論	一八七
二、被告の主張（更正の理由）	一八八
判 旨	一九〇
検 討	一九〇
一、債権の評価と貸倒損失（税務の取扱いと商法の規定等との関係）	一九一
二、通達に反してなされた課税処分効力	一九五
三、特例通達の適用要件	一九七
（注）	一九八
事 例Ⅱ	二〇〇
事 実	二〇〇
一、原告の請求理由及び被告の主張に対する原告の反論	二〇一
二、被告の主張（更正の理由）	二〇三
判 旨	二〇三

検 討	二〇三
一、債権放棄と貸倒損失	二〇四
二、貸倒れの判定（債権の切捨てがあった場合）	二〇五
（注）	二〇六
事 例Ⅲ	二〇七
事 実	二〇七
一、原告の請求理由及び被告の主張に対する原告の反論	二〇八
二、被告の主張（更正の理由）	二〇九
判 旨	二〇九
検 討	二一〇
一、弁済期についての特約の性質	二一一
二、貸倒れの判定（債務保証の特約等がある場合）	二一二
（注）	二一四

は し が き

法人税法は、法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、当該事業年度の原価、販売費、一般管理費等の費用及び資本等取引以外の取引に係る損失であるとし、更に、その損金の額は、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算するものとしている（第二二条三、四項）。

従って、法人の有する売掛金、貸付金その他の債権（以下、税務上の取扱いにおいて「貸金等」という。）の貸倒損失についても、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って処理することとなるが、貸金等が貸倒れとなったかどうかは、つまるところ債務者の弁済能力の判定の問題であるところから、専ら個々の事案の事実認定に委ねることとしている。そして、法人税基本通達は、次のようにその取扱いの一般的な基準を定めている（第九章第六節）。

すなわち、法人の有する貸金等について、法令に定める整理手続等によりその全部又は一部が法的に消滅した場合には、法人がこれを貸倒れとして経理しているかどうかにかかわらず、その消滅した金額を損金に算入する。

また、貸金等が法的に存在する場合であっても、債務者の資産状況、支払能力等からみて、その全額を回収できないことが明らかになったとき、又は売掛金等について、一定期間取引停止後弁済がない等の事情により、その貸金等が実質的に無価値となったときは、法人がこれを貸倒れとして損金経理した場合に限り、その損金算入を認めることとしている。

更に、債務者について一定の事実が生じた場合には、その貸金等の一部に相当する金額を債権償却特別勘定に繰り入

れることにより、これを貸倒れとして損金算入を認めるほか、出版業を営む法人については、特定の売掛金のうち一定の金額を返品債権特別勘定に繰り入れた場合に、その金額を貸倒れとして損金に算入することとしている。

しかしながら、貸金等が法令に定める整理手続等により法律的に消滅した場合はともかく、法律的に存在している場合の貸倒れの判定については、実務上困難な問題を伴うことが多く、また、争訟事件として司法審査の対象となった事例も数多く見受けられるところである。本稿は、このような実情にかんがみ、貸倒れの判定をめぐって争われた訴訟事件の一部をとりあげ、判決の内容を検討したものである。

事例 I

大阪地裁昭和四四年五月二四日判決（昭和四〇年行（四）第二二一号）

課税処分取消請求事件（税務訴訟資料五六号七〇七頁）

（行政事件裁判例集二〇巻五、六号六七五頁）

〔事実〕

X社（原告）は、昭和三六年九月二日から昭和三七年三月二〇日までの事業年度の法人税について、欠損金四、一九九、七五三元、法人税額を零円として確定申告をしたのに対し、Y税務署長（被告）より昭和四〇年三月三十一日付で所得金額を八、七九一、六二九円、法人税額を三、六八七、九三〇円とする更正処分を受けた。X社は、右の更正処分を不服としてY税務署長に対し異議の申立てをしたところ、同年五月二九日付で棄却され、更にO国税局長に対し審査の請求をしたが、同年八月三十一日付でこれを棄却する旨の裁決がなされた。

本件の更正処分は、X社が本件事業年度において、訴外A社に対する貸付債権一一、一〇二、六七九円、B社に対する前渡金七、〇八七、八五九円につき、それぞれ一〇、〇〇〇、〇〇〇円及び五、〇〇〇、〇〇〇円を五年間たな上げ

する旨を契約し、そのたな上げ債権の合計額一五、〇〇〇、〇〇〇円を債権償却特別勘定に繰り入れるとともに、その繰入額を貸倒れ損失として処理したところ、Y税務署長がこれを否認した結果なされたものである。X社は、右の貸倒れ処理について何ら否認されるべき理由がないから、本件の更正処分は違法であるとして、その取消しを求めて提訴したのが本件である。

一、原告の請求理由及び被告の主張に対する原告の反論

原告X社の請求理由等を要約すると、次のとおりである。

売掛金、貸付金等の債権について、債務者の資力、財産状態により、その債権の回収が不能となる虞が発生するに至ったときは、直ちに回収可能な金額を算定し、回収不能と認められる金額を貸倒れとして処理すべきである。このことは、会計学上の通説であるとともに商法第二八五条の四第二項の規定において確認されているところである。

ところで、租税法律主義の原則は、一面において課税の平等を意味している。従って、通達に定めている要件をみたしているにもかかわらずその貸倒れを認めないとするれば、租税法律主義の一面面である公平の原則に反することになる。そして、通達は法律の解釈指針であって法律そのものではないから、通達の要件に合致しないことの一事をもってその取扱いを左右することも、また違法であり、通達に規定する要件との類似性を検討し、通達の規定するところと完全に合致しなくとも、その実情において相等的な場合には、同様の取扱いをしなければならない。

本件の債権たな上げ契約については、その契約書に確定日付が附されており、その内容は正確であって、取引先に公

表されているのであるから、右の契約によるたな上げ債権について貸倒れ償却をした行為は、十分に合理性を有するものというべきである（原告の請求理由のうち本稿の目的外の事項は省略する）。

二、被告の主張（更正の理由）

被告Y税務署長は、原告の請求理由に対し、次のとおり主張した。

法人税法において債権の貸倒れは、債権の回収不能の事実が確定した場合に、始めて、その確定した事業年度の損金となるものと解されている。それ故、回収不能の虞のある債権について個別に評価を行い、その評価換えによる損失を計上することは認めていない。

もっとも、貸倒れの事実が確定しない段階においても、債務者において将来回収不能となる可能性が強い一定の事実が生じた場合には、特例として、その事実が発生したときに、その債権の一部を貸倒れとして償却する取扱いを認めている（「売掛債権の償却の特例等について」通達（昭和二十九年直法一―一四〇、昭和四十二年直審法一〇〇）による改正前の通達）以下「特例通達」という）。そして、特例通達の第一の二の4では、当事者間の契約により債権のたな上げ等を定めた場合に、その契約が債務者の弁済の困難な事情に基づいてなされたものであり、金融機関のあっせんにかかる場合等その内容が真実であることを確認される場合には、法律に定める整理手続による決定があった場合と同様に、その契約の締結があった日において、当該債務者に対して有する債権のうち、その契約後五年経過後に弁済されることとなる金額を貸倒れとして処理することを認めている。

しかし、右にいう債務者の弁済の困難な事情は、かかる事情が当該契約時に存在することを必要とするのみでなく、債権の発生時には存在していなかったことを要するものと解すべきであり、また右にいう当該契約の内容が真実であることを確認される場合とは、単に当該契約が現実に締結されたことを意味するのではなく、当該契約の内容、すなわち、債権のたな上げ等の金額、期間（期限）等の決定が当事者の恣意に基づかないで合理的な基準、根拠によって算定され、決定されたものであることが明確であることを意味するのである。

本件における原告の貸付債権は、訴外A社及びB社がいずれも債務超過の状態にあり、しかも、累積欠損金を解消できない状態にあったにもかかわらず、右両社に対して貸付けを継続したことによって生じたものであって、原告が本件事業年度においてその評価損を計上するために、形式上本件のたな上げ契約を締結し、右貸付金の一部を貸倒れとして処理したものである。そして、本件の契約によりたな上げされた債権の金額、期間等は、合理的な基準、根拠に基づいて算定され決定されたものではなかった。従って、本件のたな上げ債権は、特例通達の適用要件に該当しない。

〔判旨〕

判決は、当事者の主張に対し、被告Y税務署長の主張を認め原告の請求を棄却した。判決の要旨は、次のとおりである。

売掛金、貸付金等の債権の貸倒れは、債務者が支払能力等を喪失した等の事情により当該債権の回収が不能となる事実が確定した場合に、右事実の確定した日の属する事業年度の損金となる。

しかし、本件の特例通達は、わが国の近年の金融事情等による手形の不渡り、貸倒れの激増等を考慮し、貸倒れの特例として認められている措置である。従って、右通達の要件を厳格に解釈して適用する限り、これによって一部のも

のの租税負担が軽減されるものではないと考えられるから、右の通達は十分にその合理性を有していると解される。

ところで、特例通達の適用要件は被告主張のとおりであるが、本件の事実関係についてみると、債務者が本件事業年度末日現在において支払不能の状態にあったとはとうていえないのみならず、原告は、債務者と特殊な関係にあったため、債務者が債務超過の状態にあり、累積欠損金を容易に解消できない状態にあることを十分に認識しながら、債務者の資金不足を救済し援助する目的をもって、弁済期を定めずに貸付けを継続し、その結果、累積した貸付金、前渡金について、本件事業年度において評価損を計上するため、債務者との間に債権たな上げ契約を締結し、その一部を貸倒れとして処理したものであり、右のたな上げにかかる債権の金額、期間については、何ら合理的な基準ないし根拠に基づいて算定され、決定されたものでなかったことが明らかである。従って、本件は特例通達の適用を受ける余地はないというべく、右債権の貸倒れ処理を否認した課税処理は相当である。

〔検討〕

本件の事例は、原告が債務者との間で債権をたな上げる旨を契約し、そのたな上げ債権について債権償却特別勘定を設定したところ、その設定が特例通達の適用要件をみたしているかどうかについて争われたものであるが、判決は、その事実認定に先立って、貸倒れの判定に関する税務の取扱いと商法の規定及び企業会計原則との関係、税務通達に反してなされた課税処分との効力について注目すべき判断を示している。以下、判決の判断項目に従って検討する。

一、債権の評価と貸倒損失（税務の取扱いと商法の規定等との関係）

まず、本件における原告の主張及び判決の内容をみると、原告は、債権について回収不能の虞が発生したときは、直ちに回収不能見込額を算定し、これを貸倒れとして処理すべきである。このことは、会計学上の通説であり、商法第二八五条の四第二項の規定によって確認されているところである、と主張した。

これに対して判決は、法人税法は債権について回収不能の虞が生じても個別にその評価換えをすることは認めておらず、ただ法令の定める限度において債権の合計額に対する一定割合に相当する金額を貸倒準備金（現行の貸倒引当金に相当する。）に繰り入れ、これを損金に算入することとしているに過ぎないと解するのが相当である。従って、債権の貸倒れは、債務者が支払能力を喪失した等の事情により当該債権が回収不能となった事実が確定した場合に、その確定した日の属する事業年度の損金となる。また、原告の主張する商法の規定は、企業の構成員及び債権者保護の立場にたつ企業会計の思想と同一の基盤において制定されたものというが、税法は、国家財政上又は国民経済的見地から課税の公平を図ろうとするものであるから、純資産減少の原因となるべき事実の認定について、企業会計よりも厳格な各種の制約が加えられることは当然である、と判示している。

そこで、貸倒損失の判定に関する税務の取扱いと商法の規定等の内容を見てみると、法人税法は、貸金等が現金等価物であり、通常その価値が部分的に減少するものとは考えられないこと、また、その価値が部分的に減少する場合があるとしても、これを的確に評価するとなれば相当の困難を伴うこと等から、一般に債権の評価換えを認めないこととし

ている（第三三条二項）。ただ費用収益対応の見地から、期末貸金等の総額に対する一定限度以内の金額を貸倒引当金勘定に繰り入れる処理を認めているに過ぎない（これは、事実上債権の評価換えを認めたのと同様の効果を果しているといふことができるが、個別的に債権の評価換えを認めるものではない）。そして、貸倒損失については、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従うべきものとしており、法人税基本通達において、次のようにその取扱いの基準を定めている。^{（注）}

（一） 貸金等が法的に消滅した場合の取扱

法令に定める整理手続等により貸金等の全部又は一部の切棄てをした場合には、その事実が発生した日の属する事業年度において、その切り棄てた部分の金額を、貸倒れとして損金に算入する。

（二） 貸金等が法的に存在する場合であっても、その貸金等が何らかの事情により実質的に無価値となった場合の取扱

① 債務者の資産状況、支払能力等からみて、貸金等の全額が明らかに回収できないこととなった場合、又は売掛金等について一定期間取引停止後弁済がない等の事情がある場合において、法人が貸金等の全額又は売掛金等の額から備忘価額を控除した残額を貸倒れとして損金経理したときは、これを認める。

② 債務者について一定の事実が発生した場合において、法人が貸倒れの処理にかえ、その貸金等の一部に相当する金額を債権償却特別勘定に繰り入れたときは、その金額を貸倒れとして認める。

また、出版業を営む法人が特定の売掛金について、一定の金額を返品債権特別勘定に繰り入れたときは、その金額を貸倒れとして認める。

他方、債権の評価に関する商法の規定（第二八五条の四）をみると、同法は、金銭債権に付すべき帳簿価額について、取立不能の虞があるときは、その取立不能見込額を見積り、これを控除した残額を金銭債権の額として表示しなければならぬと定めている。しかし、この場合の取立不能見込額については格別の規定がなく、その額が適正かつ合理的に見積ったものである限り、個々の金銭債権について個別に見積ることも全部又は特定の債権のみについて見積ることも差し支えないものと考えられている。また、取立不能の虞というのは、債務者の財産状態、担保の有無、担保物の価値、保証人の資力等について、企業の合理的な判断によって取り立てることができないと認められれば足り、必ずしも法律上の手続によることは必要でないと解されている。

貸倒れの判定に関する税務の取扱いと商法の規定の内容は、以上のとおりであるが、ここで両者の取扱いがどのような関係にあるかを見てみると商法の規定による債権の評価換えは、その債権が何らかの事情により資産価値を喪失した場合に取立不能見込額として処理するものであるから、その価値評価を必要としない債権、つまり前掲通達の一に掲げる事実の発生によって法律的に消滅した貸金等は、商法でいう取立見込額の見積りの対象にはならないということになる。従って、法人税の規定による貸倒引当金及び前掲通達の一に係る貸金等（これらの貸金等が法律的に消滅していないという意味では、貸倒れ見込額である。）が取立不能見込額の見積りの対象債権に相当するものと考えられる。もっとも、商法でいう取立不能見込額の見積りについては、これを確実に計算する基準がないところから、実際には便法として税法上の貸倒引当金及び権債償却特別勘定への繰入限度額をその見積額とする処理方法が一般に承認されているようである。

また一方、企業会計原則は「売掛金及び受取手形の価額は、債権額から正常の貸倒見積額を控除した金額による。」

としており、その貸倒見積額として設定する貸倒引当金は、会計理論上、営業債権の評価勘定に属するものとされている。^(注3)しかし、その貸倒見積額は、必ずしも商法の取立不能見込額と一致するとは限らないとされており、また、税法上の貸倒引当金及び債権償却特別勘定への繰入額とも一致しない。^(注4)

以上の内容を整理すると、税務の取扱いとは、貸金等の性質及びその評価の困難性から公平負担の要請等の租税目的に添って貸金等の評価を行わないたてまえをとっており、そのことから、原則として部分的な貸倒れの処理を認めないこととしている。また、例外的に部分的な貸倒れの処理を認める場合であっても、できるだけ形式的な基準によってこれを判定しようとしている。

他方、商法及び企業会計の取扱いは、主として株主等の権利保護の見地から、企業の合理的な判断によってその財産状態を明らかにしなければならないとするものであって、両者の取扱いは、おのずからその目的及び判断の基準が異なるということができよう。

原告の主張は、商法及び企業会計原則の観点から、貸倒れの判定は企業の合理的な判断に委ねられるべきであって、これを一定の基準によって判定することとしている税務の取扱いは不当であるとしているが、両者の取扱いは、その目的が異なるのであるから、必ずしも同一の基準によって判断しなければならないというものではなく、その判断の基準が異なるからといって、他の一方の取扱いが不当であるということもできないであろう。この点について判決は、租税目的上、企業会計にある種の制約が加えられることは当然であり、原告の主張は失当であると判示している。

二、通達に反してなされた課税処分効力

原告は、前掲一の主張に続いて、特別通達の適用につき次のとおり主張した。すなわち、租税法律主義の原則は、一面において課税における平等を意味している。従って、特例通達に定めている要件をみたしているにもかかわらず、その取扱いを認めないとすれば、租税法律主義の一側面である公平の原則に反することになる。そして、通達は法律の解釈指針であつて法律そのものではないから、通達の規定する要件に合致しないことの一事をもつてその取扱いを左右することも、また違法であり、通達の規定する要件との類似性を検討し、その要件に完全に合致しなくとも、その実情において相等しい場合には、同様の取扱いをしなければならない、とした。

これに対して判決は、通達は上級行政庁の下級行政庁に対する命令示達の一形式であつて、それ自体法規としての性質を有するものでないことはいふまでもない。しかし、通達によつて示達された内容が税務執行において実施され、相手方である納税者において、その取扱いが異議なく受容されるときに、当該通達がその内容において合理性を有している場合に、しかも右通達の要件をみたしているにもかかわらず、その適用を認めないとした場合には、租税法の基礎原則の一つである公平負担の原則に違背し、当該通達を適用しないとしてなされた課税庁の処分は違法性を帯びるものというべきである、とした。更に特例通達の合理性について、通達に定めている要件を厳格に解釈して適用する限り、これによつて特に一部のものの租税負担が軽減される結果となるものではないと解されるから、右通達は十分にその合理性を有するとしうえ、原告の行為は、右通達の要件を具備しているとはいえず、本件の課税処分は通達に反してな

されたものでないから適法であると判示した。

判決は、通達に反してなされた課税処分^(注5)の効力について、注目すべき判断を示したものであるが、これは、つまるところ通達（いわゆる解釈通達）の性質、機能を法的にどのように位置づけるかの問題であると考えられる。

ところで、通達の性質、機能をどのように理解すべきであるかについては、これまでも数多くの議論が見受けられるが、^(注5)判決のうえでは、通達は税務官庁内部を規律する行政規範にとどまり、直接国民や裁判所を拘束する法規としての性質、機能をもつものではないとした事例が多数を占めていると思われる。^(注6)そして、この見解によれば、通達はそれ自体法規ではないから、通達に反してなされた課税処分は、これによって直ちに違法となるものではなく、^(注7)通達に反することを理由としてその処分の取消しを認めることはできないということになろう。

しかし、通達が実際に果している役割をみると、通達が発遣された当時は、単に税務官庁内部を拘束する行政規範としての性質、機能をもつものといえるかも知れないが、それが法規の正しい解釈として長年にわたって実施されておき、納税者もその解釈を信頼して申告納税をし、一方税務官庁が通達の解釈に従って課税処分を行うとなれば、納税者も事実上その解釈に従わざるを得ないということになろう。従って、通達は租税法規に類似する行政規範としての性質を有し、課税要件構成の認否について、その法的安定性を保障する機能を果しているということができる。

本件の判決は、このような通達の性質、機能にかんがみ、通達が法規としての性質を有するものでないとしても、通達が税務執行において実施され、納税者がこれを異議なく受容するとともに、その内容が合理的である場合には、行政先例法の成立を認める余地があり、従って、当該通達に反してなされた課税処分は、公平負担の原則及び納税者と税務官庁との間の継続的な信頼関係に違背するという意味で、その違法性を問題とする場合がありうると判断したものであ

(注)
ろ。

次いで判決は、特例通達の合理性を認めるについて、本件の通達は近年における貸倒れの激増等の事情を考慮して、貸倒れ処理の特例を認めたものであるから、その要件を厳格に解釈して適用しなければならないとしている。判決の指摘した「適用要件の厳格な解釈」は、本件特例通達のように、一定の要件を充足することによって特例の取扱いを認めるという、いわば創設的な取扱いを認める場合の適用要件について、その特例を認めた趣旨、目的に即して厳格に解釈すべき必要があることを明確にしたものと解される。

三、特例通達の適用要件

貸金等のたな上げが当事者間の契約によって定められた場合の特例通達の適用要件は、(1)当該契約が債務者の弁済の困難な事情に基づいてなされたものであること、(2)当該契約が金融機関のあつせんにかかる場合等、その内容が真実であることを確認できる場合であるとされている。

判決は、右の適用要件について、「債務者の弁済の困難な事情」は、その事情が債権のたな上げ契約の時に存在するということではなく、債権の発生時に存在していたことを債権者が認識していなかったことが、必要であり、また、その契約の内容が真実であることが確認できる場合とは、そのたな上げ契約の金額、期間等が合理的な基準によって決定されたものであり、その内容が明確でなければならないとしている。判決の趣旨は、債権者が既に弁済の困難な事情にある債務者に対して金銭を貸付け、これをたな上げすることになれば、何時でも、どのような金額でも恣意的に貸倒れの処

理ができることになり、きわめて不合理な結果を生ずるというものであるが、このような例は、通常当事者が代表者を同一人とする同族会社である等特殊な関係がある場合に、代表者が債務会社に対して有する個人的な債権の回収を意図して行われる場合が多いと考えられる。また、前掲の適要要件において「債務者の弁済の困難な事情に基づいて、なされたもの」というのは、新たな事実の発生に基づいてなされたものであることを意味するのであるから、この点についての判旨は、妥当な解釈であると考えられる。更に、たな上げ契約の内容の合理性は、その契約が債務者の再建計画ないし金融機関等のあっせんによる弁済計画に基づいて、各債権者がほぼ同一の基準によって債権のたな上げを決定した場合等をいうものと解されるが、このことに関して、判決は、原告が債務者と特殊の関係にあったため無計画な資金援助を行い、それによって生じた累積債権について評価損の計上を意図したものであり、本件の契約は金融機関のあっせんによって成立したものでないばかりか、原告を除く他の債権者は債権のたな上げをしていなかったこと等の事実を認定し、原告の主張を排斥した。判決の認定した以上の事実関係によれば、本件契約の内容は、合理的な基準、根拠に基づくものとはいえないので、特例通達の適用要件に欠けるということになろう。

なお、本件のように、当事者間のみの協議による債権のたな上げ契約については、昭和四八年九月一〇日付直法二一八一通達二一において、債権償却特別勘定を設定することができない旨を改めて確認している。

(注一) 貸倒れの制定について、旧基本通達では、債務者の支払能力の実情により、その債権が回収不能であるかどうかを判定するものとし、次の基準によるものとしていた(昭二五年直法一一〇〇通達の一六)。

(一) 債務者が破産、和議、強制執行又は整理の手續に入りあるいは解散又は事業閉鎖を行うに到ったため又はこれに準ずる場合で回収の見込みのない場合

(二) 債務者の死亡、失踪、行方不明、刑の執行その他これに準ずる事情により回収の見込なきに到った場合

(四) 債務超過の状態が相当期間継続し事業再起の見込みがないため回収の見込のない場合

(四) 天災事故その他経済事情の急変のため回収の見込なきに到った場合

(四) 債務者の資力喪失のため債権の放棄又は免除を行った場合

(四) 前各号に準ずる事情があり債権回収の見込のない場合

なお、右の基本通達は、昭和三十九年六月一日付直審(法)(八九)及び昭和四二年二月二一日付直審(法)一〇〇〇の改正を経て、現行の基本通達となっている。

(注2) 従って、通達では、法人が貸倒引当金勘定又は債権償却特別勘定への繰り入れの表示にかえ、取立不能見込額として表示した場合においても、貸倒引当金勘定又は債権償却特別勘定への繰り入れであることを総勘定元帳及び確定申告書において明らかにしているときは、その取立不能見込額は貸倒引当金勘定又は債権償却特別勘定への繰入額として取り扱うこととしており、また、税務の取り扱いにおいて、貸倒れと認められるものを取立不能見込額として処理した場合においても右と同様の手続によっているときは、税務の取扱いにおいても貸倒れとして取り扱う旨の調整措置を講じている(基本通達九一六(四)(注)、一一一二—一三及び旧基本通達三二三の五参照)。

(注3) 企業会計原則第三貸借対照表原則五のC、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第二〇条

(注4) 企業会計原則の貸倒見積額は、期末の営業債権残高に対する経験率によって見積るものとしている。

(注5) たとえば、通達は実定租税法規を補充するものとして税務官庁の行動を通じて現出される法の一形態であるとする見解(忠佐市「税法と会計原則(昭二八年版)」一五六頁、通達はそれ自体法規としての性質をもつものではないが、通達によって示達された租税法規の解釈が行政事例ないし慣習として法的確信にまで高められた場合には、慣習法としての行政先例法の成立を認める余地があるとする見解(田中二郎「租税法」九五頁)、税法関係は租税法規のみによって形成されるものであるから、法規以外の事実上の慣行が税法関係を形成することはあり得ないとする見解(中川一郎「税務行政通達の役割とその限界」税と財五巻一号九頁)等がある。

(注6) 昭和三十六年三月一二日大阪地裁判決(昭三二(行)一四税務訴訟資料三五号一四〇頁、行政事件裁判例特集一二巻三号四〇九頁)、昭和三十六年五月一九日長崎地裁判決(昭三五(行)税務訴訟資料三五号四九九頁、行政事件裁判例集一二巻五号一、〇一七

頁) 同事件福岡高裁昭和三十七年四月一九日判決(昭三六(ネ)四八九税務訴訟法資料三六号四七三頁)ほか

(注7) 昭和四三年一〇月三〇日名古屋高裁判決(昭四三(行コ)一税務訴訟資料五三号七八〇頁、行政事件裁判例集一九卷一〇号一、

六九五頁) 昭和三三年七月二九日最高裁第三小法廷判決(昭三三(オ)六一六税務訴訟資料二六号七五九頁)

(注8) 同旨の事例として、非課税の取扱いに反してなされた物品税の課税処分効力について判断を示した判決(大阪地裁昭和四五年五月一五日判決(昭四〇(行ウ)四八) 税務訴訟資料五九号八三一頁、行政事件裁判例集二二卷五号七九九頁)、また、通達の取扱いについて、慣習法たる行政先例法の成立を認める余地があるとされた事例として、長崎地裁昭和三六年五月一九日判決、同事件福岡高裁昭和三十七年四月一九日判決(前掲)がある。

事例Ⅱ

大阪地裁昭和三三年七月三一日判決(昭和三一年(行)第七号)

法人税更正決定取消請求事件(税務訴訟資料二六号七七三頁
行政事件裁判例集九卷七号一四〇三頁)

〔事実〕

X社(原告)は、不動産業、金融保険業、損害保険代理店業等を営む株式会社であるが、訴外T社(新聞事業を営む株式会社であつて、原告が総株式数の二四パーセントを所有している。)からの融資の依頼に応じ、昭和二八年一月現在で総額一四、〇〇〇、〇〇〇円の貸付金を有していた。ところで、T社は昭和二七年九月決算で一、〇〇〇、〇〇〇円の赤字を生じ、破産状態におちいつていたが、当時、新聞業界において新たな販売制度が採用され、同社にとっても有利な客観状況が見えはじめていたので、その破産を防ぐため、大口債権者であるX社に対し、右の債権の放棄を要請した。X社は、T社の要請に対して、この際はむしろ一部の債権を放棄しても将来を図る方が有利であると考え、昭和二八年三月九日の取締役会において昭和二七年一〇月末現在のT社に対する貸付金残高九、〇八一、〇八〇円の切棄

てに同意し、第一五期（昭和二七年一月一日から昭和二八年一〇月三十一日までの期間）において、これを貸倒金として損金に計上し、申告書を提出した。

N 税務署長は、X社の申告に対しT社に対する貸付金九、〇八一、〇八〇円の切棄てを贈与であるとしてその額の損失を否認し、昭和二九年九月二〇日付をもって所得金額等の更正処分を行った。X社は、右の処分を不服としてY国税局長（被告）に対し審査の請求をしたところ、同国税局長はX社の請求を理由なしとして棄却する旨を決定し、昭和三〇年一月五日付をもって同社に通知した。そこで、X社は右の審査請求棄却に、対し前記第一五期の損失は、T社が現実に破産状態におちいり、とうてい回収することができない債権を放棄したために生じた失であって、これを贈与と解し、原処分を是認したY国税局長の決定は、法人税法の解釈を誤ったものであり違法であるとして、その審査決定の取消しを求めて提訴したのが本件である。

一、原告の請求理由及び被告の主張に対する原告の反論

原告X社の請求理由等を要約すると、次のとおりである。

(1) 原告とT社との関係が被告の主張するとおりであるとしても、原告の行為が、回収不能による債権の放棄か贈与かを決定するのに直接の影響はない。

(2) 原告の本件貸付債権は、公認会計士ほか一名による経理監査の結果回収不能と判断したものであり、現にT社が僅か二年後に解散した事実をみても、そのことが明らかである。

(3) 原告は、T社に対する本件の貸付金を回収すべく、同社に対して再三嚴重な請求をしたが、この際法的な手段をとることは有害無益であり、かつ同社は直ちに破産して原告はより以上の損失を受けると信じたので、訴訟その他の法的手段をとらなただけである。

(4) 原告は、T社に対する貸付金のうちその一部を放棄したのであるが、これは、そのことにより同社を更生させてその残高を回収できると信じたからである。

二、被告の主張（更正の理由）

被告Y国税局長は、原告の請求理由に対し、次のとおり主張した。

訴外T社に対して当時債権を放棄したのは原告だけであり、同社の營業狀態ならびに同社と原告との取引狀態からみて、右の貸付金が回収不能の狀態にあるため放棄したものとは認められない。すなわち、当時T社は債務超過の狀態にあり、破産原因があったということはできるけれども、支払いを停止したことはなく、銀行からの融資も引き続いており、事業經營の能力もあり、そのうえ原告の主張するように、新たな販売制度の採用によって新聞事業の經營に有利な客觀狀態が見えはじめていたのであるから、右の貸付金が回収不能であるとはいえない。

また、金融業者である原告が、右のような多額な債権を何ら回収の手段を講ずることなくして放棄することはとうていあり得ないことであって、形式上は回収不能による債権の放棄であっても、その実質は單純な債務免除であり、その行然は、原告とT社とが關係会社であった事情からみて恩惠的行為と判断せざるを得ないから、贈与行為として寄付金

の取扱いをすべきものである。

〔判旨〕

判決は、当事者の主張に対し、被告Y国税局長が原告の審査請求を棄却した処分は違法はないとして、原告の請求を棄却した。その要旨は、次のとおりである。

法人が債権の全部又は一部を棄却した場合に、その放棄した債権を法人税法上損金に算入することが許されるのは、右債権が回収不能である場合、すなわち、債権が無価値に帰した場合に限られると解すべく、債権が回収不能であるかどうかは、単に債務者が債務超過の状態にあるかどうかによって決すべきものではなく、たとえ債務超過の状態にあるとしても、なお支払能力があるかどうかによって決定すべきものであり、債務者において債務超過の状態が相当期間継続し、他から融資を受ける見込みもないため再起の見通しがたたず、事業を閉鎖あるいは廃止して休業するに至ったとか、会社整理、破産、和議、強制執行、会社更生などの手続を採ってみたが債権の支払いを受けられなかったなど、債権を回収できないことが客観的に確認できる場合であって、このような場合にはじめて回収不能と判定すべきである。

本件の事実関係によると、原告が行った債権放棄は、回収不能の事実に基づいてなされたものではなく、むしろ回収可能の債権をT社のために任意に放棄したものとみるべきである。そうすると、原告の放棄した債権額を損金に算入することは許されないとあり、被告の行った審査決定処分には、何ら違法がない。

〔検討〕

本件の事例は、破産寸前の状態にある債務者に対して行った債権放棄が、回収不能の事実に基づいてなされたものであるかどうかについて判断を示したものである。

一、債権放棄と貸倒損失

一般に債権放棄（債務者にあつては、債務免除）の性質は、債権者の単独行為であるとされているが、実際には、本件のように当事者の合意によつてなされる場合が多く、また、そのような債権放棄は、債権者の意思によつて金額等を任意に決定する場合があるところから、税務における貸倒れの判定に当たつて問題となることが少なくないと思われる。

およそ、債権の貸倒れは、債権が何んらかの事情によつて回収不能となつた場合に容認されるものであることは異論のないところであつて、債権の全部又は一部が切り棄てられた場合であつても、それが税務上の貸倒損失として容認されるには、その切り棄てられた債権が回収不能と認められる客観的な事実に基づいてなされたものでなければならぬ。そこで、法人税基本通達では、その客観的な事実を、法令の規定に基づく整理手続等により貸金等の切棄てが決定された場合、関係者の協議決定で合理的な基準により貸金等の切棄てを定めた場合及び債務者の債務超過の状態が相当期間継続し、その貸金等の弁済を受けることができないと認められる場合において、その債務者に対し書面により明らかにされた債務免除としており、かかる事実が発生した場合には、その事実の発生した日の属する事業年度において、その切り棄てられた部分の金額を損金に算入することとしている（九一六―一）^{（注）}。

従つて、債権者が単に債務者の援助を目的として任意に債権を放棄した場合は、ここである客観的事実に当たらないことはいうまでもない。また、右の取扱いで、債務免除の意思表示を書面によること（必ずしも公証力のある書面によ

ることを要しない。)としているのは、課税要件の明りよう、確実性等の要請を考慮したものと考えられる。

ところで、本件の判決をみると、債権者がその債権の全部又は一部を放棄した場合に、その放棄した債権が税務の取扱いにおいて貸倒損失として認められるには、単にその債権を放棄したということでは足りず、その債権が回収不能である場合、すなわち、その債権が無価値となった場合に限られるとし、^(注10) 前掲通達の取扱いを容認している(本件の債権放棄が書面によったものであるかどうかは明らかでないが、この点については、当事者間に争いがない。)

判決は、放棄又は免除による債権の消滅が直ちに税務上の貸倒損失に結びつかないことを明らかにしたものであるが、回収不能(経済的価値を喪失した場合)の債権を放棄した場合と、回収可能(経済的価値を有する場合)の債権を放棄した場合とは、おのずから、その目的ないしは性格が異なるのであるから、税務の取扱いにおいても、その行為の実質に従って課税関係を律しなければならないのは当然であり、回収可能な債権を放棄した場合は、経済的価値を有する債権を任意に処分したことにほかならないので、たとえ債権放棄の形式によったものであっても、その実質は、債務者に対して経済的利益を贈与したものとみななければならない。判決は、このような観点から、本件の債権放棄の性質を判断したものと考えられる。

二、貸倒れの判定(債権の切捨てがあった場合)

判決は、次の事実を認定したうえ、本件の債権放棄は原告がT社のために任意に放棄したものであって、その債権は貸倒金として損金に算入することは許されず、同社に対する寄付金とみるべきであるとしている。

すなわち、判決の認定した事実関係をみると、まず、T社が原告と特殊の関係にあり、その監督及び援助を受けていたこと、本件の債権放棄は原告の単独の意思によってなされたものであり、他の債権者は放棄していないこと、原告は、その債権について何ら回収の手段を講じていないこと、また、本件債権放棄の主たる理由が原告みずからの投融資の安全を図る目的で、T社の営業譲渡を有利な条件とするためにその資産内容の改善を意図したものであることなどがわかれる。

更に判決は、本件の債権放棄があった当時、T社は債務超過の状態にあったとはいえ、なお借入金返済していたこと。原告は債権放棄後においてT社に資金の貸付けを行っていたこと。また、T社の事業は不振であったが販売制度の転換によって有利な状況が見えはじめていたことなどの事実を挙げ、同社は、当時なお弁済の余力を有しており、将来、回収の可能性があることを認めている。

判決の認定した以上の事実関係を総合すると、本件の債権放棄は、T社の営業譲渡を有利にするための経理操作を意図したものと認められるが、原告は、当該債権の回収について何ら手段を講じておらず、また、T社は破産寸前の状態にありながら借入金の返済をしており、債権放棄後において資金の援助を受けていたのであるから、その債権が確実に回収不能であったことはいえないであろう。^(注11)そして、この場合の債権放棄は、その実質がT社に対して経済的利益（債務免除益）を贈与したものであるから、税務の取扱上、寄付金として取り扱われなければならない。^(注12)

(注9) 本件の事案に係る旧基本通達の取扱については、事例Iの(注1)参照。

(注10) 同種の事件について、債権の回収が困難になったことは認められるが、債権の放棄又は免除により請求権を絶対的に喪失した事実が明らかでない以上、直ちに欠損とは認め難いとした事例(昭和三年八月二三日福井地裁判決、税務訴訟資料二八号三五頁)があるが、本件は、更にその債権が経済的価値を喪失したものでなければならぬことを明確にしたものである。

(注11) この種の裁判例として、債権者が債務を免除しておきながら、その後も債権者として行動したり、一部弁済を受ける等のことは、非弁済、錯誤等の特別の事情がない以上、回収不能とみられなかったとしても十分に理由のあることであるとされた事例がある(昭和二年八月一六日名古屋地裁判決、税務訴訟資料三三三九一九頁)。

(注12) 現行法人税法において、経済的利益の贈与が寄付金に当たることについては、実定法の規定上明らかである(第三七条五項参照)。

事例Ⅲ

東京地裁昭和四六年六月二九日判決(昭和四二年(行ウ)第一三七号)
法人税等更生決定取消請求事件(税務訴訟資料六二号九八八頁)

〔事実〕

X社(原告)は、昭和四〇年二月一日から昭和四一年一月三十一日までの事業年度の法人税について、欠損金額一、二八八、九〇四円、法人税額を零円として確定申告し、その後昭和四一年五月四日欠損金額を九八三、一四五円として修正申告をしたところ、Y税務署長(被告)より昭和四一年六月二七日付で所得金額を二、七六九、四三七円、法人税額を九三四、四五〇円とし、あわせて過少申告加算税額を四六、七〇〇円とする更正処分を受けた。

本件の更正処分は、X社が本件事業年度において、訴外T(原告の代表者Oの実子である)に対する貸付金三、五二二、五八二円及び訴外C社に対する手形債権二三〇、〇〇〇円を貸倒損失として処理したところ、Y税務署長がこれを否認した結果なされたものである。X社は、右の課税処分を不服として適法な前置手続を経た後、その処分の取消しを求めて提訴したのが本件である。

一、原告の請求理由及び被告の主張に対する原告の反論

原告会社の請求理由等を要約すると、次のとおりである。

訴外Tは、家庭電気製品の販売を営んでいたが、経営不振に陥り、原告に対する債務のほか、取引先等に対する六、五〇五、五六三円の債務を支払わないで昭和四〇年一月項行方不明となってしまった。もっとも、同人の原告に対する借入金のうち三、三六五、七六八円については、原告の代表取締役Oがその支払いを保証しているが、保証人OはTの実父であり、Tの取引先等に対する債務も保証していて、自己の預貯金、生命保険の解約による返戻金、親戚知人からの借入金等によってその保証債務を弁済したため、原告に対してTの借入金の保証債務を履行するだけの資力はなく、また、Oが保有している宅地及び建物は原告が賃借し、同人の営業所として使用しているので、これを他に売却できない事情があり、資産としての価値は乏しいものである。原告はかような事情からTに対する貸付金債権の全額を回収不能と判断した。

また、訴外C社に対する手形貸付金は、同社が破産、解散しているので、回収不能となったものである。

一、被告の主張（更正の理由）

被告Y税務署長は、原告の請求理由に対し、次のとおり主張した。

法人の有する債権が税務の取扱いにおいて貸倒損失と認められるには、単に債務者において債務超過の状態があることだけでは足りず、当該事業年度中に債権の弁済期が到来し、かつ債務者において破産、和議手続の開始、失踪、事業の閉鎖、刑の執行等による債務超過の状態が相当期間継続し、他から融資を受けることが不可能で、衰微した事業を再建する公算がたたず、しかも、債権者において強制執行等の手続をとったが債権の支払いを受けることができなかったこと、その他これに準ずるような事情が生じ、債権回収の見込みのないことが確実になった場合でなければならない。

これを本件についてみると、原告会社が訴外Tに対して有していた貸付債権のうち三、三六五、八六八円については、原告の代表者Oが保証債務を負担しており、同人には、宅地建物等があつて右の債権を弁済するに足りる資力があつり、保証人Oが債務を保証していない残余の債権一五六、八一四円についても、T所有の自動車、電気製品等の資産が残存していて、原告会社が翌期にこれを取得していることからみても、右の債権が回収不能の状態にあつたものと認めることはできない。

また、訴外C社に対する手形貸付金は、同社がその後商号を変更して存続しているので、回収不能の状態にあつたものとはいえない。

〔判旨〕

判決は、当事者の主張に対し、本件の債権は回収不能であつたとは認められないとして、原告の請求を棄却した。その理由を要約すると、次のとおりである。

およそ、法人の有する債権を貸倒れとして損金に算入することが許されるためには、被告Y税務署長が主張する事由がなければならぬ。ところで、原告会社のTに対する貸付金債権には、昭和四九年一月三十一日を弁済期とし、利子の

支払いを一月でも怠れば債務者がその期限の利益を失う旨の特約が付されているが、その特約は、右貸付金債権の性格及び原告会社が同族会社でありその代表者OとTとが親子の関係にあることを考慮すると、原告会社の請求をまっしてはじめて期限の利益を失う趣旨であると解すべきである。そして、本件の貸付金債権については、原告会社がその履行を求める等債務者が期限の利益を喪失すべき事由が発生していないので、本件事業年度中にその弁済期が到来しているとはいえない。

そればかりでなく、右貸金中三、三六五、七六八円については、Oが保証人となっており、同人が建物を所有しているほか、原告会社からの給与収入、家賃、車庫賃貸料の債権を有し、また、妻子の生活状況等からみて、その保証債務を履行する資力が全くなかったものと認定することはできない。なお、Tに対する債権のうちOが保証していない一五六、八一四円についても、原告会社が翌事業年度においてT所有の自動車を一五〇、〇〇〇円、電気製品を九〇、一六四円と評価して引きとっているので、本件事業年度において右債権が回収不能の状態にあったものということはできない。

また、訴外C社に対する約束手形金二三〇、〇〇〇円についてみると、同社は、昭和四〇年三月三〇日に商号を変更し、それとともに本店を名古屋市に移転して営業を継続しており、同社の振り出した右の約束手形が不渡りとなったとはいえず、原告会社が債権確保の手段を講じた旨の主張、立証のない本件においては、その手形金債権は、回収の見込みのないことが確実であったとはいえない。

〔検討〕

本件の事例は、弁済期の到来しない貸付金債権及びその債権に債務保証が付されている場合の貸倒れの判定について判断を示したものである。

一、弁済期についての特約の性質

判決では、まず法人の有する債権を貸倒れとして損金に算入することが許されるのは、その事業年度中に債権の弁済期が到来し、かつ債権回収の見込みのないことが確定になった場合でなければならないとしたうえ、原告の有していた貸付金債権の弁済期が本件事業年度中に到来していたかどうかについて、次のように判断している。

すなわち、本件の貸付金債権については、弁済期を昭和四九年一月三十一日とする定めがあり、それには、利息の支払いを一回たりとも怠ったときは、元利金を一時に支払うべき旨の特約を付しているが、その特約の性質は、利息支払いの懈怠によって当然に期限の利益を失うというものではなく、債権者たる原告の請求をまっしてはじめて期限の利益を失う趣旨であると解すべく、本件は、原告において期限の利益を喪失すべき事由（履行の請求等）が発生していないから、本件事業年度中に右貸付金債権の弁済期が到来したものとはいえないと判示した。

ところで、期限喪失約款の性質にはおよそ二つの形態があるとされており、一定の事由が生じたことによって債務者は当然に期限の利益を失い、直ちに履行期が到来するものと、一定の理由が生じたことのみでは足りず、債権者が債務者に対して履行の請求等の意思表示をすることによって、その効力を生ずるものがあると考えられている。^{（注13）} 判決は、本件特約の性質は後者の形態によったものであると判断しているが、その理由として、本件の貸付金債権が、原告の電気製品販売部門を分離し独立の経営形態とするために、その営業資本としてTに貸し付けた長期固定的な債権であり、また、原告が同族会社であって、その代表者とTとが親子の關係にあることを指摘している。なるほど、判決の指摘し

た右の事情によると、Tがたとえ利息の支払いを怠ったとしても、個人的色彩の強い原告会社が代表者の親族関係に対して、直ちにその履行を求めることは通常まれなことであるから、原告の請求をまっぴら期限の利益を失うものとみるのが相当であろう。判決は、本件の保証契約が親子の情義的な関係によって成立したものと認められるところから、本件契約の実態に即してその性質を判断したものと考えられる。

次に判決は、貸倒れの判定基準として、債権の弁済期が当該事業年度中に到来したものでなければならぬとしているが、その趣旨については必ずしも明らかにしていない。もっとも、弁済期未到来の債権については債務者が期限の利益を有しており、その期限が到来するまでは、原則として債権者はその権利を行使することができない関係にあるので、ある一面では、その債権が確実に回収不能であるといえないことになろう。しかし、債務者の資産状況等のいかんによっては、弁済期未到来の債権であっても、事実上回収不能となる場合もありうるので、弁済期到来の有無が必ずしも貸倒れの判定基準として絶対的な要件になるものとは思えない。

二、貸倒れの判定（債務保証の特約等がある場合）

判決は、原告の有する債権について、債務者及び保証人の資産状況等を詳細に摘示し、本件の債権は回収不能の状態にあったものとは認められないとした。

ところで、判決では、原告がTに対して有していた貸付金債権のうち保証人がその支払いを保証した債権（三、三六六、七六八円）について、次の事実を認定した、すなわち、保証人は宅地及び二階建店舗兼住宅一棟を所有しており、

原告会社から役員報酬（月額一二、〇〇〇円）と家賃（月三〇、〇〇〇円）の支払いを受けることになっているほか（もっとも、昭和四一年一月までの間に家賃一、〇五〇、〇〇〇円が未払いとなっているが、同人の弁済能力に消長を来すものではない）、車庫賃貸料（月二〇、〇〇〇円）としての債権を有し、妻も原告会社から給与（監査役報酬月額二四、〇〇〇円）を受けており、子も多くは既に独立していることが認められる。従って、前記の保証債務を履行する資力が全くなかったものと認めることはできない。もっとも、保証人〇はTの取引先に対する保証債務の履行として、自己の預金等や親戚、家族等の援助によって合計六、五〇〇、〇〇〇円前後の債務を弁済し、また、原告会社が前記建物の一部を営業所としているが、かかる事実はまだそれだけで右の認定を妨げる事由とはならない、とした。

判決の認定した事実関係によれば、保証人〇は資力を有しており、同人に保証債務の履行能力がなかったとはいえないであろう。そして同人は、本件事業年度末において原告に対し未収家賃（一、〇五〇、〇〇〇円）、車庫賃貸料（二〇、〇〇〇円）の債権を有しており、原告に対して右の債権と保証債務との相殺を主張することができるので、右の債権に相当する貸付金債権については、当初から回収不能であるかどうかを判断する必要はないことになろう。

なお、保証人〇が債務保証をしていない貸付金債権（一五六、八一四円）については、その担保資産として原告がT所有の自動車及び電気製品を引きとっており、その価額が債権の回収について満足すべき価額（二四〇、一六四円）であったと認められるので、他に特別の事情がない限り、回収不能であるということとはできない。

更に、原告が訴外C社に対して有していた手形貸付金（二三〇、〇〇〇円）についても同社が現に事業を継続しており、原告が債権回収について何らの手段を講じていない以上、債権回収の可能性を推定しうるので、その債権が回収不能であるとする訴訟上の立証責任は原告側にあると解すべきであり、^(注15)従って、原告がC社の資産状況等を明らかにし、

本件手形貸付金の弁済を受けることができない旨を主張、立証しない限り、貸倒れとは認められないということになるう。

なお、本件において被告は、債権の貸倒損失が税務の取扱いにおいて認められる場合は、債務者において債務超過の状態が相当継続し、強制執行等の法的手続を採ってみてもその弁済を受けられないことが確定でなければならぬとし、判決もこれを容認しているが、現行の法人税基本通達では、このような法的手続によらない場合であっても、債権の弁済を受けることが困難な一定の事実がある場合には、貸倒損失として認める取扱いとなっている（前掲事例Ⅰの一参照）。ただし、本件はその事実関係からみて、右の取扱いによっても貸倒損失として認めることはできない事例であると考えられる。

（注13） 注釈民法四総則（有斐閣）四一六頁

（注14） この点について民法第一三七条は、債権者保護の観点から、債務者が特定の事由により信用の基礎を失った場合には、債権者の意思表示によって債務者が期限の利益を失うものとしている。

（注15） 昭和四〇年七月三日大阪地裁判決（昭二九行）第七号、税務訴訟資料四一八八二頁）は、税務訴訟における貸倒損失の立証責任について、債務者が企業活動を継続している場合には、回収可能であることが事実上推定されると解すべきであるから、納税者側において、右事実上の推定を覆えすべき必要があると解するのが相当であるとしている。

（現 北沢税務署副署長）